

中国における反不正競争法改正

北京銀龍知識産権代理有限公司

張 瑜
法律部 弁護士



2007年に上海外国語大学を卒業し、2010年に中国科学院大学から知識産権専門の法学学位を取得。2010年から現在まで、知識産権分野の法律業務に従事し、商標、著作権、ドメイン、特許、および反不正競争などに関する知識産権の行政・民事の訴訟案件を約200件担当している。また、行政ルートでの取り締まりにおいても経験を積んでいる。代理した個別の訴訟案件の中には、2015年の中国法院50件の典型的な知識産権事例および2016年の北京知識産権法院成立2周年の典型的な事例に選定された案件もある。2017年北京銀龍に入社し、現在北京銀龍法律部門（慧龍弁護士事務所を含む）のシニア弁護士として業務に従事している。

【概要】

2019年4月23日、「中華人民共和国反不正競争法」に関する改正が、第13回中国全国人民代表大会常務委員会第10回会議にて可決された。改正点は、以下のとおりである。

【詳細及び留意点】

改正点

1. 第9条 営業秘密を侵害する行為、権利侵害主体、営業秘密の概念が改正された。

1-1. 第9条では、営業秘密を侵害する2つの行為が追加された。

(1) 同条第1項第1号に「**電子的手段による侵入**」手段をもって権利者の営業秘密を獲得する行為が追加された。現在の技術環境と発展の客観的な現実を合致させるための改正である。

(2) 同条第1項第4号に「**他人に教唆、誘惑、幫助する**」という間接的な権利侵害の行為が追加され、営業秘密権利侵害を構成する行為の範囲が拡大された。この改正は、各段階における、営業秘密を侵害する行為の発生の抑止に有益である。秘密保持義務または権利者の営業秘密保守に関する要求に直接的に違反しないが、営業秘密を侵害するグループに間接的に関与することも権利侵害行為を構成することになり、関与する者が慎重に行為を行うことを促す改正である。

1-2. 同条第1項第3号中の「**取り決めに違反し**」が、その範囲がより広い「**秘密保持義務に違反し**」に改正された。つまり、双方の取り決めがなくても法定の秘密保持義務に基づき、営業秘密を開示、使用し、あるいは他人に使用を許諾することも営業秘密を侵害する行為を構成することになる。

1-3. 営業秘密を直接侵害する行為の主体が拡大された。具体的には、営業秘密を侵害する行為の主体を「**事業者**」に加え「**事業者以外のその他の自然人、法人または非法人組織**」に対しても拡大された。

1-4. 営業秘密の概念が拡大された。具体的には、営業秘密の概念が、改正前の「**技術情報および経営情報**」から「**技術情報および経営情報等を含む商業情報**」へ拡大された。この改正された規定は、営業秘密を保護するうえでさらに有利となる。

2. 第17条—悪意をもった営業秘密に係る侵害行為に対する懲罰的賠償が追加され、法定の賠償額が引き上げられた。

第17条では、悪意をもった営業秘密に係る侵害行為に対する懲罰的賠償を新たに追加し、情状が重大である場合は、「**1倍以上5倍以下の賠償額**」を確定することができる。また、法定の賠償額の上限を「300万円」から「**500万円**」へ上げた。該金額は新たに改正された「商標法」（2019年11月1日施行）と一致し、権利侵害行為に対する罰則を強化する司法政策志向を体現している。

3. 第21条—行政が侵害行為を追及する主体の類型が追加され、権利侵害に対する行政の監督責任が高められた。

第21条では、監督検査部門によって違法行為の停止が命じられ、処罰される主体の類型が追加され、「**事業者**」以外に、さらに「**その他の自然人、法人および非法人組織**」が含まれるようになった。行政責任が追及される主体の類型が、より全方位的となった。また、権利侵害行為に対する「行政の監督責任」が高められ、「**違法所得を没収する**」責任が追加されたほか、さらに罰金の範囲が「10万元以上50

万元以下」から「10 万元以上 100 万元以下」へ引き上げられ、最高罰金額が「300 万元」から「500 万元」へ引き上げられた。

4. 第 32 条—営業秘密を侵害する証拠の提示に関する規定が新たに追加された。

新たに追加された本条は、民事裁判手続における、営業秘密を侵害する証拠の提示について規定し、証拠の提示責任を転換する情状と条件が明確にされた。営業秘密の権利者が予備的証拠を提示し、その営業秘密が侵害されたことの合理的な証明を行い、かつ次の各号に掲げる証拠のいずれかを提供した場合は、被疑侵害者は営業秘密に係る侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。

(1) 被疑侵害者には営業秘密を取得するルートまたは機会があり、被疑侵害者が使用した情報が営業秘密と実質上同様であることを証明する証拠

(2) 被疑侵害者により営業秘密がすでに開示、使用され、または開示、使用されるおそれがあることを証明する証拠

(3) 営業秘密が被疑侵害者に侵害されたことを証明するその他の証拠

【ソース】

《中華人民共和国反不正競争法》

中国人大網

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201905/9a37c6ff150c4be6a549d526fd586122.shtml>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)